

## 滋賀県環境審議会条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

令和3年4月1日付けの組織改編に伴い、審議事項の一部に係る庶務を所管する部を変更するため、滋賀県環境審議会条例（平成6年滋賀県条例第17号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 脱炭素社会の実現に関する審議事項に係る庶務を滋賀県総合企画部において処理することとします。（第10条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県環境審議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県環境審議会条例の一部を改正する条例

滋賀県環境審議会条例（平成6年滋賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書中「ただし」の右に「、脱炭素社会の実現に関する審議事項に係る庶務は滋賀県総合企画部において」を加え、「、滋賀県健康医療福祉部」を「滋賀県健康医療福祉部」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県環境審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第9条まで 省略 (庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。 ただし、温泉に関する審議事項に係る庶務は、<u>滋賀県健康医療福祉部</u>において処理する。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条から第9条まで 省略 (庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。 ただし、<u>脱炭素社会の実現に関する審議事項</u>に係る庶務は<u>滋賀県総合企画部</u>において、温泉に関する審議事項に係る庶務は<u>滋賀県健康医療福祉部</u>において処理する。</p> <p>第11条以下 省略</p>